

会議名称		平成18年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成18年12月22日(金) 15時～17時	
場所		杉並区役所 職員能力開発センター3階会議室	
	委員	江藤会長、遠藤委員、桐畑委員、澤海委員、菅沼委員、高橋委員、武田委員、夏目委員、花柳委員、藤井委員、柳澤委員、岩田委員、河津委員、鈴木委員、田中委員、富本委員、宮原委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員	
	実施機関	本木男女共同参画推進担当課長、加藤子ども・子育て計画担当課長、白垣児童青少年課長、渡辺学務課長、田中行政改革担当課長、与島職員課長	
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長、和久井情報システム課長、宇賀神法規担当課長	
傍聴者		0名	
配付資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 平成18年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」 	
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 会議次第 	
次 第	1 平成18年度第3回会議録の確定		
	2 諮問・報告事項		
		システム共通基盤に関する業務の登録について（新規）	報告 21
		共通基盤システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 29
		庶務事務システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 30
		女性総合相談に関する業務の外部委託について	諮問 31
		図書資料貸出に関する業務の外部委託について	諮問 32
		杉並子育て応援券に関する業務の登録について（新規）	報告 22
		杉並子育て応援券に関する業務の外部委託について	諮問 33
		杉並子育て応援券に関する業務の目的外利用について	諮問 34
		子育て応援券利用者等管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 35
		学童クラブ利用者管理・利用料徴収事務システムに記録する個人情報項目について（追加）	諮問 36
		食育推進に関する業務の登録について（新規）	報告 23

次 第	食育推進に関する業務の外部委託について	諮問 37
	学校保健に関する業務の外部委託について	諮問 38
	3 「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」について説明	
審 議 結 果	システム共通基盤に関する業務の登録について（新規）	報 告 了 承
	杉並子育て応援券に関する業務の登録について（新規）	
	食育推進に関する業務の登録について（新規）	
	共通基盤システムに記録する個人情報項目について（新規）	答 申
	庶務事務システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	女性総合相談に関する業務の外部委託について	
	図書資料貸出に関する業務の外部委託について	
	杉並子育て応援券に関する業務の外部委託について	
	杉並子育て応援券に関する業務の目的外利用について	
	子育て応援券利用者等管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	学童クラブ利用者管理・利用料徴収事務システムに記録する個人情報項目について（追加）	
	食育推進に関する業務の外部委託について	
	学校保健に関する業務の外部委託について	

会長	ただいまより「平成18年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会します。本日の出欠の確認をしたいと思います。
法規担当課長	本日は藤井委員、小幡委員、河津委員、花柳委員から、都合により少し遅れるとご連絡をいただいています。
平成18年度第3回会議録の確定	
会長	それでは、議題に入ります。最初に、前回の会議録の確定をしたいと思います。何か訂正等ご意見ございますか。
法規担当課長	<p>それでは、2カ所訂正して、1カ所、補足説明をさせていただきたいと思います。6ページの7段目「外部委託して職員がその作業を監督しても、間違いが全く」の「間違い」を「間違い」に修正していただきたいと思います。同じく、14ページの8段目の介護予防課長の欄ですが、「それは普段の申込み理由のところ」となっているのですが、「普段」がちょっと紛らわしいといえますか、意味不明になりますので、「普段の」の3字を削除していただきたいと思います。</p> <p>次は、補足説明です。15ページの6段目の委員の欄です。前回の審議会のやり取りで、あんしんネットワークの報告・諮問事項のときの質疑応答なのですが、「私の家の近所に、門柱に『ひとり暮らし高齢者』というシールが貼ってある家があるのですが、この事業ですか」ということで、ひとり暮らし高齢者というシールが、ひとり暮らしの高齢者の家に貼ってあるのではないかと、というご質問があって、「それは違います、危ないですね」というやり取りがありました。その後、介護予防課長を通じて調査しました。実は、これは、「ひとり暮らし高齢者あんしんネットワーク」というステッカーで、この事業は平成16年からモデル事業を行っていきまして、今年度に入りまして、この事業を啓発するという意味で、「ひとり暮らしのお宅」ではなくて、「ひとり暮らしの高齢者をサポートする協力員としてボランティア登録している方のお宅」にステッカーを、ひとり暮らし高齢者あんしんネットワーク事業の啓発を兼ねて貼ったということでした。そのように補足説明させていただきまして、会議録は発言として載りませんが、情報公開したときにちょっと誤解を招くところですので、※を付しその旨を会議録には入れさせていただきたいと思います。</p>
会長	ほかにごございますか。なければ、会議録確定ということにします。
報告・諮問事項審議	
会長	それでは、報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。
(行政管理担当部長が諮問文を読み上げ、諮問文を会長に手渡す。)	
報告第21号、諮問第29号、諮問第30号、諮問第31号、諮問第32号	
会長	最初に報告21と諮問の29、30、31、32を一括して事務局のほうから説明願います。
情報システム課長	報告第21号、諮問第29号、諮問第30号について説明。
法規担当課長	諮問第31号、諮問第32号について説明。

会長	それでは、報告21号と諮問29、諮問30号について最初にご質問を受け、それからご意見を受けたいと思います。
委員	5頁の項目の40「職員選択処理」というのは何なのでしょう。
職員課長	実際には職員区分といたしまして、常勤、非常勤の別を載せる形になります。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
委員	これは、職員の同意はとれているのでしょうか。
情報システム課長	職務を行うに当たって必要なものですので、文書ではとってはいませんが、当然、職員の同意があるものと見ています。
委員	1頁のシステム名のところに、共通基盤システム（小型）、庶務事務システム（小型）とありますが、これはインターネットにつながっていると考えていいのでしょうか、というのが1つです。それから、この1頁の内容を読んでいますと、個々のユーザーである職員一人ひとりにはアクセス制御権がかかっていますが、その職員を管理する管理者にはアクセス制御権はかけられていないのでしょうか。これが2つ目の質問です。
情報システム課長	まず、インターネット接続の関係ですが、このシステム自体はインターネットとは接続していません。ただ、これを使う環境で、一定の研修を受けた職員に関しては、このパソコンを使ってインターネットを閲覧することができるような機能は持っています。それから、システム管理の問題と職員のIDとの問題ですが、職員は、自分の与えられた業務の範囲内ではアクセスできません。一方、システム管理者は、システムを管理する必要があることでより広範な権限を持っているわけです。当然、IDパスワードについては、厳格に管理します。
委員	4頁の13番に「出退勤日次状況」とあるのは、タイムカードのようなものなのかと思うのですが、現在の形式は、タイムカードのようなものなのでしょうか、それとも出勤簿形式なのでしょうか。
職員課長	現在は、出勤簿に押印するという形で行っています。
委員	1頁に戻ります。職員に1つのIDを与えてすべてを操作できるようにするという事なのですが、複数のIDを与えて場面ごとに使い分けるといったことは検討なさらなかったのですか。
情報システム課長	現在職員に配付しているパソコンは、文書管理システム、メール等を行うグループウェア、ホストコンピュータがありまして、それぞれにIDとパスワードの入力が必要となっております。そのため結構煩雑となりますので、委員の質問とは逆に、統一して、1度IDとパスワードを入力すれば、自分が使える権限をすべてそこに表示できるという形で検討を進めてきたところでです。
委員	杉並区が住基ネットを国を訴えている論旨というのは、自己情報のコントロール権というものが認められるべきだ、これはプライバシー権だと主張して、住基ネットにつないでほしくない住民のデータについては、つながない

	<p>でほしいという主張をしていたと思うのです。一昨年5月の名古屋地裁判決、今年11月の大阪高裁判決でも、原告の敗訴、勝訴にかかわらず、杉並区が主張している自己情報のコントロール権というのは判決文の中に明示されていました。その論理からいくと、今回、職員の方にはまだ同意を求めているとなると、このシステムが導入されると、職員の1日の状況、どの文書に接触したかなどの行動がすべて管理・把握されることとなります。そのため、職員のプライバシー権、自己情報のコントロール権というのが担保されなくなるのではないかと思います。杉並区が国に対して訴えていることと、このシステムとでは辻褃が合いませんが、職員に、自己情報のコントロール権がほしいから、IDで一元化の管理をしないでほしいと言われたとき、区はどのようにお答えになるつもりなのでしょう。</p>
情報システム課長	<p>確かに区は、住基ネット訴訟の中で、自己情報のコントロール権が守られるべきである、という主張をしているところです。今回のこの統合内部情報システムというのは、一般的な区民が住基ネットで個人情報を自分の知らないところに送られるということとは性格が違います。統合内部情報システムは、職務を行う上で、その時間は当然、職務専念義務が発生しているわけであり、その職務をいつ、どのように行ったか適正に管理していくためには、当然必要だと考えています。</p>
委員	<p>意見も入りますが、私たち住民の情報というのは住民基本台帳や福祉の分野に分かれています。今回の職員のID一元化については、これは一括で把握されますので、セキュリティの問題から見て、あるいは区が主張しているところから考えて、私には理解できないので、これについては了承できません。</p>
会長	<p>保留ですね。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員	<p>いま情報システム課長が、職員の同意があると見ていると言われましたが、これはもともと管理運営上の規則等で決められていることですので、法令等に基づく措置で、同意は必要ないと思うのですが、どうでしょうか。</p>
法規担当課長	<p>おっしゃるとおりで、先ほど委員からありましたが、これは公務員の公務に基づくもので、まず、一般私人間の関係の話とはフィールドが違うという点があります。それから、いま委員が言われたように、これは職務に付随するもので、管理運営事項でもあります。ただ、管理運営事項であっても一部、勤務条件に対するものについては職員労働組合にも提案して合意をしていく、そういう合意の中で行っていくということですので、職員個々の同意が必要かという点、必ずしもそれは必要ではなく、庶務事務の管理運営事項の中で対処できる事業だと考えています。</p>
委員	<p>少し具体的に伺いたいのですが、1頁の下のほうに「セキュリティ対策」があります。このご説明がなかったのですが、読んで見ても、いろいろな解釈ができる文章なので、少し補足説明をお願いしたいと思います。</p>

情報システム課長	<p>まず、杉並区役所内は暗号化したネットワークで各パソコンをつないでいます。その基になるサーバについては、情報システム課の管理するサーバ室に設置します。そこは、ICカードと暗証番号がないと入室はできない。そういう管理をしている部屋にサーバを保管しているということです。それと、デスクトップクライアントパソコン、いわゆるパソコンを各職場に配置しています。そのパソコンは、通常はノートパソコンで机に出して置いてありますが、長時間、席を離れるとき、帰るときには、鍵のかかるところにきちんと保管をするという管理をしています。システムについては、ユーザID、パスワードで、特定の職員がどのような操作をしたのかを全部記録し、管理する形になっています。当然、その職員の担当業務以外の部分についてはアクセスできないような制限をかけるというセキュリティ対策を施しています。</p>
委員	<p>1つずつ伺っていきたいと思います。「デスクトップ型クライアントは持ち出しできないように施錠」と書いてありますが、従来、持ち出したりしていたのですか。</p>
情報システム課長	<p>していません。デスクトップクライアントは鍵をかける場所にしまえないものですから、いまの区役所の机はワイヤーで鍵を付けられるような形になっていますので、デスクトップに関してはそういう形で施錠をすると。ノートパソコンは、きちんと施錠のできるロッカー等に保管をするということです。</p>
委員	<p>ノート型パソコンは、退庁時には机の上は一切ないというイメージでいいのですか。</p>
情報システム課長	<p>基本的には、机の上にはありません。どうしてもしまうところがないという場所は、デスクトップに準じて、ワイヤーで固定するという体制で管理しています。</p>
委員	<p>下から2行目に「操作員」と書いてありますが、これは、システムを管理する操作員ではなくて、一般職員を指しているものなのですか。</p>
情報システム課長	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>2頁に個人情報の記録の内容がありますが、電子メールを職員の方が持っていて、しかも人事管理もここに関連があるとすると、電子メールが記録項目の中に取り上げられる必要があるのではないかと思うのですが、その辺はどう考えられていますか。</p>
情報システム課長	<p>今回の諮問の中には記載がありませんが、以前、グループウェア、メールアドレスやスケジュール管理といった業務で諮問して、個人情報登録票も作成しています。</p>
委員	<p>そのとおりなのですが、電子メールの統一的な管理というのは人事管理と結び付いているのではないかと思うのです。そのように解釈できませんか。</p>
情報システム課長	<p>電子メールも仕事を進める上で有益な道具だと認識しています。現在は、メールはメールで別のシステムとして、職員にメールアドレスを配布しているところです。</p>

委員	確認なのですが、アメリカのテレビドラマなどによく出てくる、自分のIDとパスワードを入れると自分のアクセスできる範囲が限定されるシステムと同じなのですね。
情報システム課長	基本的には同じです。
委員	人間がどんどん機械に管理されているようで寂しく思いますが、わかりました。
委員	例えば、職員が、管理者にその日の動向すべて、文書まで把握されるのは私のプライバシー権にかかわるから嫌だと拒否した場合はどうなるのでしょうか。
行政管理担当部長	これは職員が職務上どういう形で仕事を遂行したか、アクセスをしたかということです。これは、セキュリティの面からも、職員がどういう形で操作をしているかということ进行管理しなければなりません。もしそれが嫌なら、小型パソコンを与えられないか、仕事を辞めていただくかということになります。
区長室長	基本的なところは、私どもは地方公務員法に基づいて仕事をしています。その仕事を行うためにこのシステムを使用するわけです。それを個人が与えられた権限を超えて何か違うことを行っていたら、そのこと自体が明らかに違法な状態になります。それをきちんと管理するのは行政組織としては当然のことだと思います。
会長	ほかにございますか。ないようですので、報告21は受けたことにします。諮問29、諮問30号は決定とします。ただし、お1人保留です。次に、諮問31号と32号について、最初にご質問を受けて、それからご意見を承りたいと思います。
委員	男女平等推進センターの中で現在使われているパソコンは何台でしょうか。これが民間委託されたあとは何台になりますか。
男女共同参画推進担当課長	職員用が6台、貸出用が1台、図書業務用が1台、全部で8台になります。委託後は、職員はいなくなる予定ですので、貸出用1台と図書業務用1台の計2台になります。
委員	ありがとうございました。
委員	相談業務のことなのですが、先ほど件数の報告がありました。面談に対して電話の相談が圧倒的に多いということですが、直接会うといいますか、自分のことを出したくないという気持で電話をかけてくる人が多いと思うのです。この相談してくる人の電話に行き着くまでのことをいろいろ考えると、外部委託にして本当にいいのだろうかと思います。財政改革という理由を挙げていますが、こういう心の問題と財政改革が本当に秤にかけられる問題なのかということ、私はすごく懸念します。是非これは、そういう弱い立場でやっと相談にきた、電話をしてきた人たちのことを、区が直接、自身で責任を持って受けてほしいと思っています。ですから、外部委託については、

	私は反対の意見を述べたいと思います。反対ですが、外部委託をした場合、経験豊かな相談員と言われましたが、これはどういう人を選択するのかということと、相談があった場合にその情報はどれぐらいとっておくのかということについて、とりあえず聞かせていただきたいと思います。
男女共同参画推進 担当課長	まず、相談員ですが、私どもがいま考えているのは、23区の中で同じような相談事業、女性相談あるいはそれと同等の相談事業を受託している団体です。こういう団体は実績があつて、それなりの能力もあると考えています。そうしたところに委託をして、民間の力を活用したいということです。それから、相談業務で蓄積をした情報をどのぐらい保管するかということですが、1年保存ですので、年度が終わって翌1年間は保存をします。
委員	8頁。全般にかかわる問題ですが、いま一般的に社会の相談機関というのは、面接をしたり、葉書とか封書でいただいたり、電話、ファックス、電子メールでおやりになっています。いわゆる相談のツールが多様化している方向の中で、これを見ますと、ファックスと電子メールが入っていません。民間事業者になれば、なおさら、役所と違って相談ツールの多様化の方向に向かうと思うのですが、ファックス、電子メールのアドレスは記録項目の中に記載されていないのですが、どうなのでしょう。必要なのではないのでしょうか。
男女共同参画推進 担当課長	いま、電子的に相談を受けるということが社会全体の中でも話題になっています。ただ、その相談を受けるということになりますと、非常に匿名性が高くなるということがあります。通常の電話ですと、相対でお話ができますので、いろいろな情報がわかるのですが、ただ一方的に受けた情報でお答えをするということは現在考えていません。いまのところは双方向でお話をした中でご相談を受けたいと思っています。
委員	くどいようですが、ファックスもお使いにならないと理解していいのですか。
男女共同参画推進 担当課長	ファックスも、使用しないと考えています。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
委員	女性総合一般相談というのは、内容はかなりシビアな問題ですよ。いままでどういう人が受けて、対応をしてきたのか。もう1つ、いま委託する民間業者の中身について大筋の話がありましたが、もう少し、こういうところであるという話はできないのでしょうか。民間業者というのはどういう業者なのか。23区の中で云々と先ほど説明がありましたが、どういうところなのでしょう。
男女共同参画推進 担当課長	いままでどういう方が一般相談を受けていたかということですが、福祉事務所で女性相談を受けていた経験がある方、他の自治体で同じような女性相談を受けた経験のある方、大学で心理学などの勉強をした経験がある方、こ

	<p>ういう方を私どものほうで面接をして、お願いをしています。もう1つのご質問の、どういうところかももう少し具体的にということですが、具体的には、いま23区の区役所から事業として受託をしている団体が4団体あります。そのほかに、同じような相談として東京都の事業を委託している団体が1団体あります。この5団体の中で、実際に私どもで個別に当たりまして、いわば競争という形で、サービスの質及び委託する際の条件として最適なところと契約をするということを考えています。現段階では、どの団体にということはまだ決まっていません。ただ、いずれにしましても、23区の中あるいは東京都で同じような業務を受託しているところを考えています。</p>
委員	<p>先ほど挙げられた3つの事例のような方が受けて、場合によっては、委託の条件の中にある仲介をする事例もあったのだらうと思うのです。そのようなことでこれからもできないのか。効率を上げるとか、専門性を高めるといったことがあります。その辺はどうなのか。今後、委託になった場合に、相談内容には色々な種類がありますが、いきなり、委託になったから委託先に相談してください、という案内を区はするのですか。</p>
男女共同参画推進担当課長	<p>相談事業は、現在の男女平等推進センターで行います。そこに受託先の相談員に来ていただいて、相談を受けていただくという形です。区民の方にとっては大きな変化はないと思います。ただ、相談員が相談機関から来るという点が異なります。</p>
委員	<p>委員が言われたように、例えば7頁にあるような、専門知識や経験豊かな相談員を置くこととか、8頁にある、民間事業者ということについての具体的な名前がないと、本当の諮問はできない。ただ民間業者と言われても、海千山千の業者もいれば、設立したての業者もいる。その辺をはっきりさせないと、諮問されても、我々としては「ああ、そうですか」と簡単に言えないのではないかと思います。もう少し具体的に、例えばこういう業者があり、その中から推薦するとか、こういう問題がある業者は除外するとか、こういうところにメリットがある業者を推薦するだとか、具体的なものがないと、諮問されても、抽象的になりすぎて、はっきりしないのです。もう少し具体的に諮問できるような形をとっていただきたい。これは私の意見です。</p>
委員	<p>相談員の数なのですが、何人の相談員が配置されるのか。例えば、1人の相談員が対応し切れない場合に、Aという事業者の中でみんなで話し合いをするとか、1人の相談員だけの情報ということではなくて、1つの団体に全部その情報が伝わるということになるのでしょうか。</p>
男女共同参画推進担当課長	<p>ただいまのご質問の、相談の内容をどのぐらい中で話し合うかということについては、受託先の団体ですべてその情報を開示するというではありません。ただ、私どもは受託先から毎日2人ずつ来ていただくという想定をしているのですが、そこにかかわる相談員さんの中では、お互いに情報を共有することになると思います。それから、技能を上げるために、お互いに情報を交換することがあります。スーパーバイザーという形でその団体から専門家を派遣してもらって、相談事例について、同じテーブルに載せて検討し</p>

	て、レベルアップを図っていくということは想定されますので、一定の範囲内で、相談事例が検討されるということは考えています。
委員	9頁の委託票との関係で、7頁の2番の図書の貸出に関連するのですが、ここでの民間業者というのはどういうところがするのでしょうか。確かに、業者との間では、ここに書かれているような委託の条件をちゃんと守ってください、はい、守ります、ということになるのだらうと思うのですが、実際に扱うのは、端末からの登録・受付・貸出・返却を含めた図書の貸出業務、図書館の運営のようなことになると思うのです。その職員の方が、こういう受託の条件にかかわるようなことをきちんと守れるような教育がされていなければ、場合によっては問題が起きる可能性が出てくるのではないかと。その辺はどうなのかなと思うのです。例えば、ある福祉の関係のところ、こういうことに基づいて民間委託をしたら、そこで働いている人がいろいろな情報を持つことになって、紛失したりすることがありました。そういうことが不本意に起きるようなことがあってはならないのは当然のことなのですが、その辺をどのように担保できるのか。
行政管理担当部長	委託先の業者の個人情報の漏洩については、いろいろな事故がありますが、あってはならないというのはおっしゃるとおりです。それを防ぐためにも、後ほど皆様にご報告しますが、個人情報に係る外部委託契約仕様書のガイドラインを作りました。これに基づいて、委託業者の監督管理をしたり、研修をしたり、研修の中身をかなりチェックしたり、監視・指導、それから実地踏査といいますか、そこに行って実際に見たりすると。いろいろな指導の方法を後ほどご報告いたしますので、お待ちいただきたいと思います。
委員	業者はどういうところなのですか。図書館をやっているNPOのようなところなのですか。民間の企業がやっているところもありますが、そういうところが入ってきてやるということなのですか。
男女共同参画推進担当課長	ただいまの貸出業務については、私どもの行政の中で、きちんとした選考の検討委員会のようなものをつくりまして、その中で受託できるところをきちんと選定して、そこに委託をしていきたいと考えています。
委員	受託のできるところをきちんと選定して受託をするのは当然のことだと思うのですが、どういう民間業者なのですか。
会長	それは、外部委託契約仕様書のところでもう一度議論すればいいのではないですか。ここでやっても、ダブってしまいますから。ほかにございませつか。それでは、諮問31・32は、保留3人で決定ということにします。
報告第22号、諮問第33号、諮問第34号、諮問第35号、諮問第36号	
会長	次に、報告22号、諮問33号、34号、35号、36号について一括して事務局のほうから説明願います。
情報システム課長	報告第22号、諮問第33号、諮問第34号、諮問第35号、諮問第36号について説明。
会長	ただいまの説明についてご質問ご意見がございませつか。

委員	11頁の項目についてお聞きしたいのですが、個人情報の記録の内容の所で、住民年月日、住定年月日、異動理由というのがありますが、これについて説明をお願いします。
子ども・子育て計画 担当課長	住民年月日と住定年月日ですが、住民年月日とは、住民となった年月日で、住定年月日とは、区内転居など、同じ杉並区内であっても住所が変わる場合に、その現時点での住所を定めた年月日のことです。 いずれも、応援券を発行したその履歴を管理する必要上、こういったものが必要だと考えています。
委員	異動理由はなぜ必要なのですか。
子ども・子育て計画 担当課長	一度杉並区から転出して、そしてまた転入して来たとか、そういったところの状況を把握することが必要だと考えています。
委員	同じ内容について、15頁のイメージ図を見ていると、区役所から利用者のところに応援券がいくというのですが、どうも12頁を読んでいると、この間に委託業者が入るのですか。申請書・勧奨通知の発送とか、こういう応援券を発行する業務に、もう1つ業者が入るということなのですか。
子ども・子育て計画 担当課長	ご指摘のとおり、区と利用者との間に、その業務の受託業者が入ります。
委員	その業者というのは、事業者、サービス提供者とは別なのかということと、事業者から区役所に対して実績報告が行くのですが、その実績報告の内容はどのような項目になるのか説明していただきたいのです。
子ども・子育て計画 担当課長	この外部委託の事業者については、サービスを提供する事業者とは全く別で、事務処理代行の事業者です。それから応援券を使用した後の情報収集ですが、これは何歳の子供がどこの業者を利用し、どのようなサービスを利用したのか、あるいはどのような時期にどのようなサービスを利用したのか、こういった傾向を知りたいということで、そのような情報を収集するということです。
委員	その実績報告の内容については、サービス提供者である事業者が、その消費者がどのようなサービスを使ったかという、情報の蓄積はできないようになっている、特定できないようになっているということですね。
子ども・子育て計画 担当課長	サービス提供事業者がサービスを提供した対価として、区からその代金の支払いを求めるために、その使用済みの応援券を事務代行業者を通じて、区に送付する形になっています。当然個別のサービス提供事業者には全体の傾向はわからない形です。自分のところの使用の形態については請求書を取りまとめるので、そういう意味ではわかりますが、全体の傾向は個別の業者自身にはわからないと思っています。
委員	その説明はわかりました。もう少し違う角度でお聞きしたいのですが、何歳のどこそこの何とかさんという子供が、こういうサービスを受けたという情報のストックが、この事業者にはできるわけですか。どこの子供か特定できないようになっているのですか。

会長	それは特記ガイドラインのところの、第三者への提供の禁止とか、そういう所で議論をしたほうがいいのではないですか。ここで実績報告としてやっても、一般論ですよ。
委員	いや、具体論です。具体的にどこのお子さんが。
会長	だから、項目ではなくて、実績報告というのは具体的な事業の内容でしょう。
委員	はい。
会長	我々の対象としているのは記録票なのですよ。記録票の項目ですよ。項目のほかにそれを具体的にやられる場合に、こういうイメージ図みたいのがあるけれど、それでは足りないから外部委託契約仕様書の特記ガイドラインで、もう少しきちんと押えようというので、今日この後に出てくるのです。
委員	それでは、聞き方を変えます。11頁にある個人情報の記録の内容の項目の中で、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号という情報は、サービス提供事業者は持たないということですか。
子ども・子育て計画 担当課長	この票のとおり、事業者から収集するのは、口座の内容、子育て応援券の利用状況・実績、サービス提供内容など、黒い丸（●）で示した情報のみということです。
委員	わかりました。
委員	諮問36の話の話を聞いていると、いままでは申込みがあってから電算入力をしてきたものを、学童クラブの利用者、利用料の徴収については、申込みがあるであろう世帯、個人の情報をあらかじめ打ち込んでおくというように理解していいのですか。
児童青少年課長	いままでは入会申請書に基づいて、入会申請のあった方について、申請書の記載に基づいて手入力をしてきたものを、あらかじめその対象となる小学1年生から2年生、それから入会が次年度に予定される5歳児のデータすべてをあらかじめ、ホストコンピュータから提供いただいて、対象になった方について、そこからデータを抽出するということです。
委員	ある意味で見込みの人をデータ化しておいて、はい、この人ありました、ポンと押すと、その人のこの21項目が出てくる形ですか。そうだとすると私が問題にするのは、18番の利用料引落口座の問題なのです。いままででしたら申込みがあった時点で、この口座から落としてくださいということで、それを書くわけですから問題がないですが、あらかじめこの人はこの口座から取れるだろうというようなことはできないのではないかと思いますのですが、その辺はどうなのですか。
児童青少年課長	ホストコンピュータからデータの提供いただくのは、氏名、性別、生年月日、住所そして続柄に限られるので、利用料の引落口座については、対象になった方の入会申請書に基づいて入力するものです。
情報システム課長	ホストコンピュータから持ってくるのは氏名、住所等にして、いま委員がご指摘の引落口座については、申請書が出てきて、その申請書に記載されて

	いる口座を入力するので、特定の学童クラブの入所者だけの情報を入力します。
委員	そうですね。これあらかじめ入力できませんよね。役所がこの人はこの口座から取ると決めて、個人情報に入力するとかは絶対できませんよね。
情報システム課長	はい。後から入力するにしろ、電算上の記録項目としては設けておかないと、記録できないので、ここに記載をしているものです。
委員	15頁の下のほうに杉並子育て応援券というのがありますが、この応援券の記載事項というのですか、記載項目というのはどういうものなのですか。15頁にあると理解していいのでしょうか。そのほかにさまざまなものが載るのでしょうか。
子ども・子育て計画担当課長	応援券の名称だとか、有効期限だとか、あるいは応援券番号をふっていかうと考えています。あとは使用上の注意のようなもので、つり銭は出ませんとか、そういった内容のことは記載する予定です。
委員	10頁の下のほうに「効果」というのがありますね。この所に「入力作業等を委託で」と書いてありますが、この「等」というのは何ですか。
子ども・子育て計画担当課長	申込書の発送、申し込まれた情報の入力、応援券の発送、使用済み応援券の回収、回収した情報の入力について、事業者に委託していく予定です。
委員	これは意見になりますが、入力作業等の中で、「等」のほうが主体的な業務のように見えるので、区民から見て何が中心なのかわかるように、「等」でごまかさないように、ごまかすという言い方は悪いのですが、もう少し親切に表現を工夫したほうがいいのではないですか。その下にあるセキュリティの所で、これも区民から見て非常にわかりにくいのは「データは課の共有フォルダ内で管理する」とあります。おそらくパソコンのファイルの持ち方のことを言っておられると思うのですが、これは一元化との関係で、あるいはサーバとよく言っていますが、特定のパソコンの中に集中管理されるわけだと思うのです。だから表現を区民の方がご覧になってわかるようにしていただきたい。あまりにも専門的な立場から書き過ぎているのではないかと思います。 右のほうに「閲覧」というのがありますが、この閲覧というのは誰が何を閲覧するのか、そここのところの説明をお願いしたいのです。
子ども・子育て計画担当課長	表現については、今後、今のご指摘を踏まえて、活かしていきたいと思えます。この閲覧というのは、応援券のシステムを組みますので、それは職員のみが見られる形になるので、現在の応援券の発行枚数だとか、あるいは利用状況といったものを職員が見る必要があるときに、応援券システムのほうで閲覧することを考えています。
委員	これも意見ですが、職員が仕事の上で見るときに、閲覧という言葉の使い方は、なかなか珍しいのです。検索とかもうちょっと。これでは区民の方がのぞかれるような感じを受けるので、これも固執しませんが少し検討をしていただく必要があるのではないかと思います。

情報システム課長	このセキュリティ欄の共有フォルダだとか、閲覧等の言葉については、今後修正をしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。
会長	ほかにございますか。
委員	子育て応援券で確認です。先ほどの話にあった個人の情報について、要はシステム上、行政が管理する上での項目ですよね。実際には、お母さんが子どもをひととき保育に預けたいというときは、事業者とお母さんが個人的に契約をするわけですから、そこでやりとりした個人情報、当然事業者が把握するというのでいいのですよね。
子ども・子育て計画 担当課長	当然面と向かった関係になりますので、それがどこの誰なのかということもわかると思います。特にひととき保育の場合は、いちばん最初の時点でお子さんの様子や体調などを把握する必要があるのです。サービス提供者は業務上どうしても、そのような情報を収集することになると思います。
委員	先ほどのやりとりで気になったものですから、確認だけしておきたかったです。1番目と2番目の個人番号と世帯番号は、お子さんが小学校にあがられた時点で削除されるのですか。欠番という形で削除される形になるのですか。
子ども・子育て計画 担当課長	これは対象者が小学校にあがる前までのお子さんという制度ですが、その後、小学校にあがってから、現時点では1年間ぐらいはデータとして残しておかないと、支払い上のトラブル等に備える必要があると考えていて、必要最小限の期間は残しておく必要があると思っています。
委員	それはわかりました。兄弟とか複数でいらしたりしますからね。実績等も含めての期間をおいて、その後削除するということですね。
会長	ほかにございませんか、なければ報告22号を受けたことにいたします。諮問33号、34号、35号、36号は、決定ということにいたします。
報告第23号、諮問第37号、諮問第38号	
会長	それでは報告23号、諮問37号、諮問38号について一括して事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	報告第23号、諮問第37号、諮問第38号について説明。
会長	ただいまの説明についてご質問がございますか。
委員	この食育ボランティアのことですが、この資料では栄養士とかの資格を持っていて、なおかつボランティア育成講座を修了した方と読めるのですが、先ほどの課長の説明だと、そのどちらかでもいい。栄養士だったら講座を受けなくていいような言い方をされていたのですが、どちらなのですか。
学務課長	基本的に一定の資格をお持ちの方を対象に講座を受けていただきまして、その講座を修了された方を対象とさせていただくということです。
法規担当課長	2つの要件が必要ということです。
委員	必要ですね。わかりました。
委員	38号ですが、確かにこの学校給食の民間委託に伴って、誤配が起きないようにと、だんだん増えてきているからということなのですが、委託業者の

	<p>中でアルバイト、パートとかいう人がとても多いという実態が1つある。それから定着率というか、就職してずっといるのではなくて、ある程度早く変わってしまうとか、そういうことも背景にあるのではないかと思うのです。もしそういう実態であれば、委託をして誤配をなくすために、どんどん個人情報が外に出ていってしまうことになる。それでしたら、既に始まっている所で、事故が起きないようにするため、という趣旨はわかるのですが、何かその辺があべこべなのかなと思っているのです。要するに聞いたかったことは、民間業者で就職して安定してずっと仕事をしている実態がどのぐらいなのか、その辺がどうなのかなということをお聞きしたいのです。</p>
会長	<p>本委員会とは関係がないような気がしますが、説明していただけますか。</p>
学務課長	<p>今回の諮問でお願いいたしましたのは、あくまで委託とか直営とかいったこととは関係なしに、基本的に委託校であろうと直営校であろうと、アレルギー対応はきちんと対応しているところですが、冒頭、課長から説明がありましたように、やはり年々増えているという状況の中で、きちんと安全な食事を提供したいという思いで、いままで以上により厳格を期すという意味で、今回お願いしたものです。</p>
委員	<p>よくわからないのですが、まあいいです。</p>
会長	<p>ご意見ご質問がなければ、諮問37号、諮問38号は決定。報告23号については受けたことにいたします。</p>
委員	<p>38は保留します。</p>
会長	<p>38号は保留ですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>諮問38号については保留の方が1人で決定ということにいたします。そうしますと、本日の諮問事項の29号から38号については、一括で答申をすることになります。この内容でよろしいでしょうか。よろしければ事務局から区長宛に答申書を送付してください。ここで答申書をお渡しします。</p> <p>先程来、時々出てまいりました外部委託について説明を受けたいと思います。</p>
行政改革担当課長	<p>「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」について説明。</p>
会長	<p>ただいまの説明についてご質問はありますか。</p>
委員	<p>1点だけ、事故の発生時のことがポイントだと私は思います。事故発生時の報告の区のほうのコメントでは、「整備しておく必要がある」という書き方をしておりますね。当然で、しなければいけないのですが。</p>
行政改革担当課長	<p>当然、整備はしなければいけません。ただ、これは主管課に対してですから、このガイドラインで主管課のほうできちんと整備しておく必要があることをわからせるというか、主管課に対してこうしろということで、「必要がある」と記載しています。おっしゃるとおり、緊急連絡体制は整備しなければならないものです。</p>
委員	<p>この絵は夜間のほうが書いてあって、もちろん2番には契約のときにちゃ</p>

	<p>んとやると書いてあるのですが、いかにも役所的で下から上に上げていく形なのです。開庁しているときはこういう絵になっていますが、担当者が休む場合もあるし、矢印を増やすとかしておくほうがいいのではないですか。外へ出ていることもあるでしょうし。増やす必要はないけれど、そういう感覚が弱いように見えたので。</p>
行政改革担当課長	<p>わかりました。開庁時間のところは確かに矢印が不足しています。7頁の夜間に関してはそういう書き方をしていますので、今後工夫をするように注意したいと思います。</p>
委員	<p>お願いします。</p>
委員	<p>4の目的外使用の禁止の項目についてですが、チェックがわかりやすい項目だといいなと思ったのです。例えば、幼稚園の受託の社会福祉法人や図書館など、パソコンの中、紙ベースのものでも、そこにストックされた個人情報事業所の外には持ち出さない。商業目的に利用されないように、その事業所の外には持ち出さないといった具体的なチェックポイントがあったらいいかなと思ったのですが、いかがでしょうか。</p>
行政改革担当課長	<p>それに関しては、情報の管理ということで2頁の(4)をご覧ください。④で持出しは原則禁止と、もし持ち出した場合には内容もきちんと情報管理台帳に記載しなさいという形になっていて、そちらで管理するわけです。</p>
委員	<p>コンピュータを使用する場合に、1番の個人情報の適切な管理の項目にパスワード使用等のセキュリティ対策の項目がありますが、弱小事業所では大変ではないかと思うのです。杉並区がセキュリティ・マネジメントをつくっていると聞いたのですが、そのノウハウの簡単なものを教えることは検討していないのですか。</p>
情報システム課長	<p>杉並区は、いま一部の事務でI SMS等のセキュリティ対策の認証を受けていますし、全庁的にもそういう活動をしています。ただ、セキュリティ対策はその事業をどう行っているかといった分析を踏まえた上で行わないと難しいもので、簡単にパンフレット1枚でというわけにはいきません。こういうことをすればいいですよとお知らせはできると思うのですが、具体的に業務を見ないと、なかなか対策が打てないところもありますので、周知を図っていきたいと思います。</p>
委員	<p>左側が区の基本的な考え方、区の実施することで、右側が受託者用なのですが、左側の主語は委託者なのだから、右側の主語を受託者として、もう少し区分けして、委託した側と受託した側とに振分けができないものでしょうか。</p> <p>7の個人情報の返還・廃棄ですが、コメントを見ると区側には特に何もなければいけれど、受託者側には速やかにと書かれており、要するに業務完了後は、区側は常に扱ったら廃棄しなければいけないように読めるのです。受託者側のコメントのとおり、業務完了後速やかにと、これのほうが正しいのだろうと思うのですが、こういう書き方も少し整理したほうがいいのではないかと</p>

	<p>いうように感じます。</p>
委員	<p>1頁の個人情報の適切な管理の項目の中で、⑥に指導、研修等のことが書いてあるのですが、これと併せて、2頁の上の(2)にも研修に関しては、常に繰り返して従業員に研修・指導をすると書いてあります。先ほどの報告の中で、3頁にボランティアや実習生、臨時・短期間雇用の方に関しては、研修のほかに従事中・従事後の秘密保持を約す文書を徴するということが誓約書のようなことが書いてあるのですが、一般の研修を受けた方たちの従事者に、こういうものはないのでしょうか。</p> <p>1頁に、研修に伴って、少人数のときは事業所に研修内容を、情報保護の周知・指導ができるような、それで掲示するということが書いてあるのですが、内容の範囲はどのぐらいのものなのか。受けた人たちがきちんとした研修を受けたという契約書を書くのか。</p>
行政改革担当課長	<p>いくつか質問が聞き取れなかったのですが、答えに漏れがあるかもしれませんが、文書の徴収は基本的にボランティア、実習生、短期雇用者です。一般的な職員、正規雇用されている方については、雇用契約の中でいろいろな規定がされているので、そういった文書はあえて取らないという整理をしております。もう1点はよく聞き取れなかったのですが。</p>
委員	<p>1頁の個人情報の適切な管理の⑥の下のほうに、研修実施後速やかに……とありますね。この中で、たぶん研修しながらプラスアルファして事業所に掲示等のいろいろな書類を提示されると思うのですが、これを両方抱き合わせてのことなのでしょうか。</p>
法規担当課長	<p>基本的には、これはガイドラインですから、研修をやっていただくのが原則です。ところが、受託業者といっても、中には本当に個人がやっている所から零細のボランティア中心のNPO等もありますので、例えば2、3人しかいない所の場合には、研修まできちんとやるのはなかなか難しいのです。その場合には、区からの文書や必ずやらなければいけない確認事項を掲示して周知することに替えることもできるということです。必ずしも研修の日時を決めて研修をしなければ駄目だとまでは限定してはいません。</p>
委員	<p>柔軟性があるということですね。</p>
法規担当課長	<p>そういう趣旨です。</p>
委員	<p>これが両方になっているのですが、実際に受託者に渡すときは右側だけを。</p>
行政改革担当課長	<p>そういうことです。</p>
委員	<p>左側も一緒に印刷して渡すわけではないですね。</p>
行政改革担当課長	<p>いまホームページにもこれを掲載しておりますが、掲載しているのは右側だけです。</p>
委員	<p>そうですね。これをそのまま印刷して配ったらおかしいですね。</p>
委員	<p>いろいろなところに重複しているので、どこがどうとは申しませんが、全体として、現在委託によって個人情報の漏洩が起きている事件の特徴を見ると、1つは私物パソコンの使用によってウィニーだとか、自宅に持ち帰って</p>

盗難にあうといった、管理の行き届かない所で事故が起きているのです。ですから、多くの所は私物のパソコンを禁止する方向で契約等が動いているのです。私物のパソコンについてあまり強調されていないので、今後ひとつ検討をいただきたいというのが1点です。

2番目は、無断のコピーです。ここに許可とかいろいろありますが、特に悪意に基づいて無断のコピーをしていくケースが多いのです。その点は特に強調していただきたいと思います。パソコンを持ち出すとか、紙に記録された台帳やメモ、テスト用紙など、個人情報記録されているものを持ち出して、途中で一杯飲んで忘れたとか、盗られたとか、そういうケースが結構あるのです。いわゆる紛失防止というやつです。企業によっては個人情報は預からない、運ばない、持たないという3つをキーワードに、パソコンからノートから注意書きをベタベタ貼って気を遣っている所もあるのです。そこまでやる必要があるかどうか、多様な業種を対象にしているので書きにくいかもしれませんが、場合によってはそこまでやらないと、昨今新聞紙上に出ているようなことが区で起きる可能性があるのです。その点をひとつご留意いただいて、入るところがあったら入れていただきたい。

3点目は、実際にボランティアが身体障害の方々のサポートをするときに、名簿をパソコンに入れていて、ウィニーで名簿が流れてしまったケースがあるのです。杉並区も、住民の方々と協働参画の事業を進めていこうとするときに、支援される対象者の名簿を渡さないでやることは実際にはできないので、ボランティアの方々に対しての個人情報漏洩対策は行政運営上非常に難しいけれど、やはり考えておく必要があります。ボランティアの方に個人情報保護条例の研修を徹底して、無制限に個人情報を渡すのではなく、制限・限定をして、最低限のものを渡してご理解いただくという、杉並区らしいボランティア対策をご検討いただく必要があるのではないかと思います。

2頁に、具体的に個人情報を持ち出すときに肩掛けかばんを使用するとか書いてあるのですが、他の市町村では、特に教育委員会の先生方に対してやられているのですが、学校から自宅まで、途中で立ち寄らないで帰る。よく見受けるのは、学校の先生が帰宅の途中で健康管理のためにプールに寄って、ロッカーに入れていたものが鍵を開けられて持っていかれたというのです。生徒の指導手帳からパソコンまで持っていかれてしまったこともあるし、自動車の中の大事なものを盗られてしまったとか、パチンコはけしからん話ですが、途中で立ち寄らないことも事業によっては表記していただく必要があると感じるのです。

再委託の禁止に絡んで、特にコンピュータの関連なのですが、再委託せざるを得ない環境条件に追い込まれてしまうときもあるのです。事業の遅れによって、たとえば翌月から業務を開始しなければいけないのだけれど、このままでは間に合わないからと、区の詳細を取って再委託したときに、マスターテープを盗られてしまったということがあるのです。この原因は進行管理にあるのです。細かい遅れに対してもきちんと進行管理をやっていけばそう

	<p>いうことは起きなかったのです。つまり、進行管理と再委託の関係も深く関わりがあるのです。委託に当たっては、進行管理について特に注意をすることが、具体的な施策として必要ではないかと思えます。</p> <p>危機管理対策課に情報を提供することになっているのですが、危機管理対策課は情報セキュリティ対策の中のどの部分を担当するのが問題です。セキュリティポリシーの管理から内部監査から、そういうものを一切やるのか、事件の中で大きなものだけを取り上げるのか、細かいものは情報システム課でやるのか。この辺りのことが、この図では全て危機管理対策課に行くようになっていて、これでは大変だと思います。パソコンを1台盗られて、名簿が5,000件なくなったというのを危機管理対策課に持っていくとなると、危機管理対策課は地震が起きたときもやらなければいけないのだろうし、役割がどうなっているのかなというのが率直な感想なのです。その辺りはすでにご検討が始まっているようですが、早めに情報セキュリティ対策のリスクマネジメントと危機管理対策の関係を整理して取り組んでいただくと、事故が起きたときに適切な対応ができるのではないかと感じております。</p>
<p>会長</p>	<p>貴重なご意見をどうもありがとうございました。いまのような意見を活かしていただければと思います。これは決定版なのですか。</p>
<p>行政改革担当課長</p>	<p>今回のガイドラインの基本的考え方に関して、持出しについてなどいろいろとご指摘がありましたがおっしゃるとおりだと思います。当然、情報は持ち出さないのが大原則で、仮に持ち出す場合、例えばケースワーク業務や福祉関係の業務がいろいろあるので、そういう配食サービス等で持ち出さざるを得ない場合の手順をこちらで明確化したものをご理解いただければと思います。さらに厳しくすべきではないかのご意見がありますが、それはごもっともだと思います。ただ、今回このような形で、ある意味厳しい形で民間事業者をお願いするということですので、来年度適用してみて、厳しすぎるのではないかという意見もあるでしょうし、もっと厳しくすべきではないかという意見もあるでしょうし、いろいろな意見があると思いますので、それについてはいろいろな声を聞きながら検討したいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>個人情報はどこかで流れてしまうということで、現実に作業にたずさわる従業員からパート等まで全部含めて、より厳格にすることはそのとおりだと思います。しかし、一方で私が危惧しているのは、ここは直接関わりないかもしれませんが、このことが区の施策として市場化提案制度の形で869事業について情報を公開し、企業を含めた民間に解放、委託していこうと準備をしています。そういうこととの関係で、これはどのように活かされるのか、あるいはこの問題はどの部分がそこに関係するのか、というのが1つです。</p> <p>もう1つは、いま区がやっている仕事は、当然法的な根拠に基づいてしているわけなので、その法的根拠が民間に委託をしてもいいことにならない限り、民間委託することができないことになる。総務省の見解でも、一部そういうものもある。そうすると、いま区がやっている仕事の民間委託の範囲を広げていく形で、果たしていいのかどうかという、ある意味では基本的な問</p>

	<p>題が問われると思います。個人情報の審議会には相応しくないのかもしれませんが、個人情報を守る観点では関係があると思うので、その辺りのお考えを聞かせていただきたいと思います。</p>
行政改革担当課長	<p>1点目の、今回の個人情報のガイドラインと委員がおっしゃった、いま杉並で検討している民間市場化提案制度との関係で言うと、民営化・民間委託を進めていく中で、そういう形で進めていくと、個人情報の保護等をしっかりできるのかとの区民の方々の指摘もある中で、きちんと手続を設けて民間委託した事業についても適正にやっていることをお示しすることにもなると考えております。</p> <p>2点目の質問については、委員もおっしゃったようにこの場で議論する話なのかはわかりませんが、基本的に民間委託・民営化については、地方自治法等の法律に適正に則りながらやっていくのは当然で、それに基づいてサービスの質の向上を図るということで、民間委託・民営化を進めていくということだと思います。</p>
委員	<p>もう1つ具体的にお聞きしたいのは、この中で、市場化提案制度との関わりでこれは大いに使っていくのだというものはあるのですか。それとも、ここで諮問を受けているようなことについて、ときどき事故が起きたので、起きないように実際に業務をしている方にまでより徹底させるということですか。いままでも委託のときにこの10項目は入っていましたが、それをより細部まで規定をして、実際に仕事に携わる派遣会社のパートやバイト、派遣労働者にまで徹底するのは結構なことだと思うのです。もう1つのこれから進めようとしている所についても、これがどのように活かされるのか、使われる部分がここはこうだということがあれば、それを教えていただきたいと思います。</p>
行政管理担当部長	<p>個人情報の漏洩の問題は、委託しよう和我々が自らやろうと、漏洩してはなりません。官がやろうと民がやろうと、あってはならないということで、ガイドラインを強化しようとしたきっかけは、先ほど課長が言ったように5月の事故だったのですが、職員自身がうっかりして起こした事故もあるわけですから、いまこれに基づいて職員の研修もしております。</p> <p>委員からいろいろご指摘がありましたが、入口規制というか、来年の2月、3月に新たな契約を更改していくことになります。そのときにも、これに基づいてチェックする。もう1つは進行管理をする。最終的には出口管理、契約が終わったら直ちに廃棄させる形に持っていく。そういう意味では、職員にも事業者にも強化していく。確かに、これから市場化によって委託業務が増えていくと思いますが、増える、増えないにかかわらず、自分たちの足元も見つめていこうというもので、すべての業務にわたると解釈していただいて結構です。</p>
委員	<p>これを言い出すと切りがないのですが、一般論から言えば、量的に増えれば危険性が増えるので、その点をこの審議会としてどう考えていったらいいのか、このテーマの前提になるのかもしれませんが、そんなことにも注目し</p>

	ていかなければいけないと思います。
会長	ご意見として伺っておきます。事務局から連絡事項はございますか。
法規担当課長	次回の審議会の日程ですが、今回は2月13日(火)午後2時を予定しておりますが、案件によっては少し開始時間を遅くしたりしますが、よろしくお願い致します。
会長	本日の審議会はこれで閉会します。長時間にわたりお疲れ様でした。